

名護市立幼稚園今後の在り方について(方針)

平成 28 年 3 月

名護市教育委員会

目 次

第1章 方針策定の目的	1
第2章 本方針の位置付けと関連計画等との関係	1
第3章 名護市立幼稚園及び就学前施設の現状と課題	2
1 教育・保育内容の現状と課題	2
2 名護市の待機児童解消に向けた取組における民間就学前施設の現状と課題	2
第4章 名護市立幼稚園及び就学前施設の今後の方向性について	3
1 教育・保育内容について	3
2 規模の適正化について	3
3 保幼小の連携について	3
4 待機児童解消に向けて	3
5 5歳児保育の推進及び認定こども園の推進	3
第5章 公立幼稚園の在り方についての方針	4
1 教育・保育内容について	4
(1) 複数年教育・保育について	
(2) 運営体制について	
(3) 午後の預かりについて	
(4) 幼稚園教諭の研修の充実について	
(5) 社会情勢の変化に対応できる施設の在り方について	
2 幼稚園の適正化について	5
(1) 適正規模について	
(2) 集団教育について	
3 保幼小の連携について	6
(1) 入学前後の教育・保育について	
(2) 教職員交流について	
(3) 小学校への引継ぎについて	
用語解説	7

第1章 方針策定の目的

近年、急速な少子化の進行や労働力人口の減少、社会保障負担の増加等が問題となっており、子育てを取り巻く社会情勢が大きく変化している。また、世帯規模の縮小、核家族化や地域社会の連帯感の薄れ等により、就学前教育・保育ニーズの多様化が進んでおり、国においては、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成24年8月に可決・成立された「子ども・子育て関連三法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が、平成27年度から本格実施された。

新制度では、社会全体で費用負担を行いながら、市町村が実施主体となり、それぞれの地域特性やニーズに即して、より柔軟な制度運用・サービス提供を行うことで、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組むことが求められている。本市では、幼稚園・保育所という枠組みにとらわれることなく、就学前の時期を一貫した幼児教育・保育を受けられる環境の推進等、新制度の特徴を踏まえた「名護市子ども・子育て支援事業計画」（以下「支援事業計画」という。）を策定し、今後の教育・保育の量的ニーズとその確保方策を示したところである。

現在、本市における就学前の教育・保育の中核を担う施設は、公立幼稚園、私立幼稚園、公立保育所及び法人保育所であり、そのため公立幼稚園、私立幼稚園及び法人保育所の今後の在り方が、新制度の円滑な運用と支援事業計画の目標達成に向けた大きな鍵となっている。

このような状況を踏まえ本方針では、新制度の目的を達成するため、今後の公立幼稚園の在り方に関する方向性を示すものとする。

第2章 本方針の位置付けと関連計画等との関係

本市では、第4次名護市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）及び名護市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の「施策1 児童・子育て家庭への支援」の中で、「就学前の子どもに対する一体的な保育・教育体制の整備」が掲げられており、具体的には、幼稚園・保育所という枠組みにとらわれることなく、就学前の時期を一貫した幼児教育・保育を受けられる環境の形成を図るため、「認定こども園」の設置や保幼小の連携体制の構築等、一体的な保育・教育体制の整備に取り組むこととしている。

また、第2次名護市教育振興基本計画では、幼児教育及び子育て支援の更なる充実を図るため、「名護市立幼稚園の今後の在り方検討懇話会」（以下「懇話会」という。）の提言を踏まえた望ましい幼児教育の実現に向け取り組んでいくことが示されている。

本方針は、これらの計画との整合を図りながら策定していくこととする。

第3章 名護市立幼稚園及び就学前施設^{*1}の現状と課題

1 教育・保育内容の現状と課題

(1) 平成26年度の名護市子ども・子育て支援事業計画によるニーズ調査^{*2}の結果から、3歳から5歳児までの学校教育ニーズに対して、受け入れる施設の確保（確保方策）は概ね対応できている状況にある。現在、公立幼稚園においては主に5歳児教育・保育を行っている状況であり、3歳から5歳までの連続した学びができていない。

(2) 名護市郊外においては、園児数が10人以下となる園が6園あり、集団教育の実施が困難となっている。一方で、市街地の園においては、35人の園児に対して幼稚園教諭が1人で対応しており、個に応じたきめ細やかな教育が困難な状況である。

(3) 名護市においては、保育所が5歳児教育・保育を拡充してきているなどの理由もあり、5歳児の約半数が公立幼稚園以外の就学前施設に通っている状況である。保幼小の連携については、各保育所及び幼稚園それぞれで取組に違いがあり、連携が十分にできている園と、そうではない園がある。

2 名護市の待機児童解消に向けた取組における民間就学前施設と公立幼稚園の現状と課題

(1) 保育を必要とする子（2号認定^{*3}）を受け入れる施設は法人保育所又は認定こども園とし、施設整備を進めているところであるが、受け入れる施設が不足している。

(2) 保育を必要としない子（1号認定^{*4}）を受け入れる施設である公立幼稚園においては、共働き世帯の増加等により就園率が減少し、余裕教室^{*5}（羽地幼稚園2室、屋部幼稚園1室、大宮幼稚園2室、名護幼稚園1室、大北幼稚園1室、計6室）が増えており、余裕教室の有効活用が十分にできていない。

(3) 保育を必要とするしないに関わらず受け入れが可能な認定こども園^{*6}の施設整備を推進しているところであるが、市内においては、平成27年度現在でまだ事例がない状況である。

(4) 0歳から2歳児までの待機児童への対応として、小規模保育事業^{*7}の設置を検討しているが、同時に、小規模保育事業と連携する3歳から5歳児までを受け入れる施設が必要である。

第4章 名護市立幼稚園及び就学前施設の今後の方向性について

1 教育・保育内容について

教育・保育内容については、社会情勢の変化に対応できる施設の在り方について検討を行い、保護者ニーズを踏まえた施設運営に向け、公立幼稚園の認定こども園への移行や学童施設としての活用などの取組を行うこととする。

公立幼稚園においては、複数年にわたり子どもの発達の姿を継続して捉え、教育・保育内容の充実を図ることが求められており、複数年教育・保育の実施に向け、運営体制の強化、幼稚園教諭の研修の充実等について取り組むとともに、預かり保育については、受け皿が不足している地域について実施することとする。

2 規模の適正化について

公立幼稚園の定員は現在 35 人以下となっているが、30 人以下学級を求める意見や文部科学省が実施した「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」の結果、さらに 10 人以下では集団教育・保育の実施が困難であるとの懇話会からの提言等を踏まえ、名護市に応じた適正規模を設定し、学級編制を行うこととする。

3 保幼小の連携について

幼小の連携についてはこれまでも図られてきたところであるが、今後は市内の 5 歳児を預かる全ての幼稚園及び保育所と小学校が連携し、指導要録^{※8}の引継ぎや職員間の情報交換、就学前にかかる研修等を実施し、小学校への円滑な橋渡し、小1プロブレム^{※9}の解消ができるよう、保幼小の積極的な連携に取り組むこととする。

4 待機児童解消に向けて

名護市において、0 歳から 2 歳児までの待機児童が多く、保育所の整備とともに小規模保育事業の実施、幼稚園との連携、認定こども園の設置等こども家庭部と連携して待機児童解消に向け取り組むこととする。

5 5 歳児保育の推進及び認定こども園の推進

法人保育所においては、0 歳から 5 歳児まで子どもの成長に合わせた養護と教育を連続的に行うことを目指しており、引き続き 5 歳児保育の推進を図る。

また、保護者の子育て環境の変化から就学前教育・保育ニーズについて、教育・保育の一体的な提供が求められ、保護者の就労形態によらず連続した就学前教育を提供するため幼保連携型認定こども園への移行及び整備に取り組むこととする。

第5章 公立幼稚園の在り方についての方針

1 教育・保育内容について

(1) 複数年教育・保育について

学校教育ニーズに対応できる複数年教育・保育を実施する

県の「黄金っ子応援プラン」では、3歳から5歳児までの3年保育の推進が掲げられており、県内の他自治体においても、主に4歳から5歳児までの2年教育・保育を実施している状況にあり、また、本市においても懇話会から複数年教育・保育を推進すべきとの提言を受けている。このような状況を踏まえ、本市では複数年教育・保育の推進を図っていく。しかし、本市における3歳から5歳児までの教育のみを希望するニーズは減少傾向にあり、公立幼稚園の就園率は年々減少してきている状況もあることから、幼稚園の複数年教育を希望する幼児数の今後の推計を見極めながら、現在の人員及び施設状況等も総合的に判断し、試行的に2年教育・保育から実施し、3年教育・保育を目指していく。

(2) 運営体制について

複数年教育・保育を実施する園については、専任園長又は教頭を置き体制を強化する

複数年教育・保育を実施する場合、3、4、5歳児では発達段階に差があること、また、教育課程の内容も違ってくることなどから、クラス担当職員を管理し支援する専任園長又は教頭が常駐する必要がある。

(3) 午後の預かりについて

保育を必要とする子の受け皿が不足している地域において、預かり保育を一時的に拡充していく

懇話会においては、保護者ニーズに応えるためには公立幼稚園において午後の預かりを実施すべきとの提言を受けているが、本市においては、保育を必要とする子を受け入れる施設は法人保育所又は認定こども園とし、施設整備を進めている状況である。

市全体の動向を踏まえ、公立幼稚園は、原則、幼稚園教育要領^{※10}に基づく教育のみを行う施設とし、保育を必要とする子の受け皿が不足している地域において、受け皿が整うまでの間は公立幼稚園での預かり保育を一時的に拡充していくものとする。また、受け皿が整った地域については縮小又は廃止を検討していく。

(4) 幼稚園教諭の研修の充実について

幼稚園教諭の研修体制やその内容の充実を図る

環境・社会の変化等により、幼児をとりまく環境は必ずしも良いとは言えず、子どもたちの育ちに変化が見られる。このような状況の中で、指導力や人間性、社会性等の更なる向上に加え、虐待幼児、養育困難家庭の幼児やその保護者への支援、近年増加傾向にある配慮を要する幼児にも特性に応じた教育を提供できるよう専門性の確保が求められている。市内全ての幼稚園において、質の高い教育が推進できるよう研修体制を確立し、園内研修や研修会を通して、資質向上や実践力を高めることが望まれる。

(5) 社会情勢の変化に対応できる施設の在り方について

公立幼稚園の認定こども園への移行や、学童施設としての活用等を検討していく

懇話会における提言では、公立幼稚園でも保護者ニーズに沿った施設の在り方について検討する必要がある、また、認定こども園への移行等新制度での運営を検討すべきであるとの提言がなされている。

認定こども園とは、幼稚園の有する教育の高い質を維持しつつ、保護者が働いている、いないにかかわらず就学前の児童を受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能及び全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対する相談活動や、親子の集いの場の提供を行う機能を備える施設であり、現在の幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設である。

後期基本計画においても、「幼稚園・保育所という枠組みにとらわれることなく、就学前の時期を一貫した幼児教育・保育を受けられる環境の形成」が掲げられている。

これらを踏まえ、今後、教育委員会では民間の就学前施設がない地域での公立の認定こども園への移行を検討するとともに、公立幼稚園施設を活用した民間による認定こども園への移行や、子どもの放課後の居場所づくりとしての施設の活用等について検討を行い、保護者ニーズを踏まえた施設運営に向けた取組を行う。

2 幼稚園の適正化について

(1) 適正規模について

1 学級の適正人数は 20 人～30 人とする

本市においてはこれまで幼稚園の定員を 1 学級 35 人以下としてきたが、懇話会において適正規模を検討した結果、3 歳児では 15 人～20 人、4 歳児が 20 人～25 人、5 歳児が 25 人～30 人が適正であるとの提言がなされている。よって、提言の内容を踏まえ、公立幼稚園の 1 学級の適正人数は 20 人～30 人とする。なお、学級編制に当たっては、下表のとおりとする。

3 歳児の園児数	学級数
1 人～20 人	1
21 人～40 人	2
41 人～60 人	3

4、5 歳児の園児数	学級数
1 人～30 人	1
31 人～60 人	2
61 人～90 人	3

(2) 集団教育の実施について

1 学級の園児数が 10 人以下の園については、適正規模での教育・保育の実現に向けた取組を検討する

平成 27 年度現在、13 園ある公立幼稚園のうち園児数が 10 人以下の園が 6 園あるが、懇話会からの提言では、10 人以下では集団教育の実施が困難であるとされている。今後、民間の就学前施設の受入状況を考慮しつつ、区域^注に民間の就学前施設がない園については公立の認定こども園への移行を検討し、近隣^注に民間の就学前施設がない園については混合保育^{*11}の実施等を検討する。近隣に民間の就学前施設がある園については休園を検討していく。

(注) ここでいう区域とは、支援事業計画において分けた 6 区域(名護地区、屋部地区、羽地地区、屋我地地区、久辺三区、二見以北)のことをいい、近隣とは公立幼稚園の場所から半径 2 km 以内のことをいう。

3 保幼小の連携について

(1) 入学前後の教育・保育について

保幼小連携でアプローチカリキュラム^{*12}及びスタートカリキュラム^{*13}の活用を図る

小学校での学校生活が円滑に送れるよう、幼児教育の中で身につけるべき事を、就学前施設と小学校の教諭で共通理解し、入学前後の教育・保育内容に反映させることで、小1プロブレムの解消を図る。また、実施に当たっては、保幼小連携アドバイザーを配置するなど、連携体制の構築を図る。

(2) 教職員交流について

保育所、私立・公立幼稚園と小学校との交流を図る

小学生と幼児の交流活動や教職員の定期的な情報交換の場を設けることで円滑な小学校へのアプローチを実現する。

(3) 小学校への引継ぎについて

5 歳児を預かる全ての就学前施設において指導要録の様式を統一化し、小学校への円滑な引継ぎを行う

現在、公立幼稚園や保育所から小学校への指導要録の引継ぎは実施されているが、様式が統一化されていない状況である。今後は 5 歳児を預かる全ての就学前施設において指導要録の様式を統一化し、その内容についても、就学前施設と小学校が相互に確認するなどの場を設け、小学校へのより円滑な引継ぎ、連携を目指していく。

用語解説

※1 就学前施設

0歳児から小学校就学前児童までが利用できる施設保育園、幼稚園、認定こども園など

※2 名護市子ども・子育て支援事業計画によるニーズ調査

名護市子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、計画において確保検討を図るべき教育・保育・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するため、市民の教育・保育・子育て支援事業の「現在の利用状況」や「今後の利用希望の把握を行うことを目的に、平成25年12月に実施されたアンケート調査

※3 保育を必要とする子(2号認定)

保護者が下記のいずれかの状態にある子ども（児童福祉法第24条第1項の規定により、保護者が児童を保育することができない場合の状態にある子ども）

- (1) 昼間労働することを常態としている。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がない。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神的若しくは身体に障がい有している。
- (4) 同居の親族を常時介護している。
- (5) 震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている。 など

※4 保育を必要としない子(1号認定)

保育を必要とする子(2号認定)に当てはまらない子ども

※5 余裕教室

児童生徒数の減少により、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室

※6 認定こども園

①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）、②地域における子育て支援を行う機能（子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設

※7 小規模保育事業

0歳から2歳児までを対象とした6人から19人までの小規模な保育事業で、市町村において認可されるもの。

※8 指導要録

学校の児童、生徒の学習及び健康の状況を記録した書類の原本

※9 小1プロブレム

小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動を取れない、授業中に座っていない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態

※10 幼稚園教育要領

幼稚園が教育課程を編成し実施する際に従わなければならない保育内容に関する基準。学校教育法に基づいている。

※11 混合保育

異年齢の幼児を同一学級に編成して行なう保育。一人っ子が多くなり、異年齢の子供と生活する場が少なくなったため、注目されるようになった。似た言葉に縦割保育があるが、通常これは年齢別保育を主体にした一時的な集団である。

※12 アプローチカリキュラム

就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する、幼児期の教育終了前(5歳児の10月から3月まで)のカリキュラム

※13 スタートカリキュラム

小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適応していけるように編成した第1学年入学当初のカリキュラム

方針フローチャート

目指すもの 就学前保育・教育サービス及び保育環境の充実(第4次名護市総合計画後期基本計画 政策1、施策1)

柱

保護者が働いている、いないに関わらず受け入れ可能な「認定こども園」の設置を推進していく

